

決定表の閲覧方法について

○振り込め詐欺救済法及び同法施行規則において、当該口座の決定表を閲覧できるのは、当該口座の被害回復分配金の支払申請人及びその代理人にかぎられております。また、閲覧のみであり、書写・写真撮影等は禁止されております。

○弊庫では、場所・日時を以下に掲載する範囲とし、ご予約の後、写しを閲覧戴きます。

- ・ 日時 : 祝日と年末・年始を除く、平日の午前9時から午後3時迄
- ・ 場所 : 全営業店及び本部事務部事務管理課（岩手県一関市幸町5-5）
- ・ 必要書類 : 法定の申請書を来店時にご記入いただくと共に、公的書類による本人確認を行わせていただきます。
- ・ 予約方法 : 閲覧ご希望日の前々営業日迄に本部事務部事務管理課(**0191-23-9366**) へご連絡をいただき、その後弊庫より、日時・場所等をご連絡申しあげます。